⑭　ローカル５Ｇの無線局にあつては、送信装置のフレーム構成を記載すること。 （記載例） 「平成31年総務省告示第23号に規定する同期方式」又は「平成31年総務省告示第23号に規定する準同期方式」		［新設］
⑮　［略］	⑭　［同左］	
［22～24　略］	［22～24　同左］	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無線設備規則の一部改正）

第三条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第三章　略］	［第一章～第三章　同上］
第四章　業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件	第四章　［同上］
［第一節～第四節の四の八の二　略］	［第一節～第四節の四の八の二　同上］
第四節の八の三　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局等の無線設備（第四十九条の八の二の三）	第四節の八の三　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備（第四十九条の八の二の三）
［第四節の九～第九節　略］	［第四節の九～第九節　同上］
［第五章　略］	［第五章　同上］
附則	附則
（定義）	（定義）
第三条　この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。	**第三条**　［同上］
［一～十四　略］	［一～十四　同上］
十五　「ローカル５Ｇ」とは、四・六ＧＨｚを超え四・九ＧＨｚ以下又は二八・二ＧＨｚを超え二九・一ＧＨｚ以下の周波数の電波を使用する陸上を移動するものに開設された陸上移動局と通信を行うために開設された基地局と当該陸上移動局との間で直接に行われる無線通信であつて、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式を用いる無線通信を行うシステムをいう。	十五　「ローカル５Ｇ」とは、二八・二ＧＨｚを超え二八・三ＧＨｚ以下の周波数の電波を使用する陸上を移動するものに開設された陸上移動局と通信を行うために開設された基地局と当該陸上移動局との間で直接に行われる無線通信であつて、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式を用いる無線通信を行うシステムをいう。
（人体にばく露される電波の許容値）	（人体にばく露される電波の許容値）
第十四条の二　人体（側頭部及び両手を除く。）にばく露される電波の許容値は、次のとおりとする。	**第十四条の二**　［同上］
一　無線局の無線設備（送信空中線と人体（側頭部及び両手を除く。）との距離が二〇センチメートルを超える状態で使用するものを除く。）から人体（側頭部及び両手を除く。）にばく露される電波の許容値は、次の表の第一欄に掲げる無線局及び同表の第二欄に掲げる発射される電波の周波数帯の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる測定項目について、同表の第四欄に掲げる許容値のとおりとする。	一　［同上］